

養父市特定事業主行動計画（令和8年度～令和12年度）

（次世代育成支援対策推進法）
（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）

1 計画の位置付け

次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）に基づき策定する特定事業主行動計画である。養父市長、養父市議会議員、養父市教育委員会、養父市選挙管理委員会、養父市代表監査委員、養父市農業委員会による一括での策定とする。

2 計画期間

本計画の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。

3 対象職員

本計画は、各任命権者が任命する職員のほか、会計年度任用職員についても、法令等により定められた制度等の範囲内で対象とする。ただし、再任用短時間勤務職員及び出向先の勤務及び休暇条件に従う職員を除く。

4 計画推進体制整備

経営企画部経営総務課を主とし、全庁的な取組と進捗管理を行う。また、必要に応じてその後の対策や計画の見直し等を図ることとする。

5 数値目標及び取組

①男性職員の育児休業取得率 <次世代育成支援対策推進法>

	年度	男性育児休業取得率	女性育児休業取得率
現状	令和3年度	20.0%	100.0%
	令和4年度	50.0%	100.0%
	令和5年度	80.0%	100.0%
	令和6年度	80.0%	100.0%
目標	令和12年度	85%	100.0%

◇取組

- ・ 休暇制度の充実及び制度の周知
- ・ 遅出早出勤務等制度の周知
- ・ 2号部分休業の新設
- ・ 仕事と子育ての両立支援に係る制度の周知及び上司による意思確認
- ・ 産休育休取得期間中の代替職員の確保

②管理的地位に占める女性職員の割合 <女性活躍推進法>

		係長相当職 (副主幹)	課長補佐相 当職 (主幹)	課長相当職 (副課長 級・課長 級)	部局長・次 長相当職 (部長級)
現状	令和4年度	50.0%	32.4%	31.0%	5.6%
	令和5年度	43.8%	29.9%	29.8%	11.1%
	令和6年度	41.2%	32.2%	27.1%	5.3%
	令和7年度	45.0%	30.2%	26.5%	4.8%
目標	令和12年度	50%	50%	30%	10%

◇取組

- ・職場優先の考え方や固定的な性別役割分担意識の改善に向けた意識啓発の推進
- ・女性リーダー研修等への積極的な参加の促進、キャリア形成の支援
- ・異動希望制度や人事評価制度を活用した適材適所の人員配置
- ・多様な職務経験によるキャリア形成
- ・人事評価を活用した昇任・昇格

③職員（管理職、再任用短時間勤務職員、会計年度任用職員を除く）1人当たりの時間外勤務時間数 <次世代育成支援対策推進法、女性活躍推進法>

	年度	時間外勤務時間数
現状	令和3年度	142 時間
	令和4年度	130 時間
	令和5年度	156 時間
	令和6年度	139 時間
目標	令和12年度	120 時間

※選挙投開票日当日、災害時の非常配備を除く

◇取組

- ・デジタルツールの導入等による働き方改革（業務見直し）の推進
- ・育児中職員の時間外勤務の制限等の対象となる子の拡大
- ・ノー残業デーPC自動シャットダウンの曜日等の拡充